幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成２１年１１月３０日

墨田区長　　山　　﨑　　昇

墨田区条例第４３号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成１２年墨田区条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第２７条第２項本文中「１００分の２５」を「１００分の１５」に改め、同項ただし書中「管理職手当」を「第９条の規定に基づき管理職手当」に、「１００分の２５」を「１００分の１０」に改め、同条第３項中「１００分の２５」を「１００分の１５」に、「１００分の１０」を「１００分の５」に改め、「１００分の８０」と」の次に「、「１００分の１０」とあるのは「１００分の５」と」を加える。

第３０条第２項中「１００分の７５（第９条第１項」を「、６月に支給する場合においては１００分の７５、１２月に支給する場合においては１００分の７０を乗じて得た額（第９条」に、「）を乗じて得た額」を「を乗じて得た額）」に改め、同条第３項中「１００分の７５」を「、６月に支給する場合においては１００分の７５、１２月に支給する場合においては１００分の７０」に改める。

付則第６項中「１００分の１６」を「１００分の１７」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級	１　　級	２　　級	３　　級
	号　　給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	１４４，０００	１５９，０００	２９６，３００
	2	１４５，５００	１６１，０００	２９９，４００
	3	１４７，０００	１６３，０００	３０２，６００
	4	１４８，５００	１６５，０００	３０５，８００
	5	１５０，０００	１６６，９００	３０８，９００
	6	１５１，６００	１６９，１００	３１２，１００
	7	１５３，３００	１７１，３００	３１５，１００
	8	１５５，１００	１７３，４００	３１８，３００
	9	１５６，９００	１７５，７００	３２１，２００
	10	１５８，７００	１７８，４００	３２３，７００
	11	１６０，５００	１８１，０００	３２６，０００
	12	１６２，５００	１８３，７００	３２８，３００
	13	１６４，５００	１８６，４００	３３０，８００
	14	１６６，５００	１８７，９００	３３３，１００
	15	１６８，７００	１８９，６００	３３５，５００
	16	１７０，９００	１９１，３００	３３７，９００
	17	１７３，１００	１９３，０００	３４０，３００
	18	１７５，５００	１９４，３００	３４２，６００
	19	１７８，０００	１９５，５００	３４５，１００
	20	１８０，４００	１９６，９００	３４７，３００
	21	１８２，８００	１９８，４００	３４９，６００
	22	１８４，３００	１９９，７００	３５１，７００
	23	１８５，７００	２０１，１００	３５３，７００
	24	１８６，８００	２０２，６００	３５５，７００
	25	１８８，１００	２０４，１００	３５７，７００
	26	１８９，５００	２０５，６００	３５９，７００
	27	１９０，９００	２０７，０００	３６１，７００
	28	１９２，２００	２０８，８００	３６３，５００
	29	１９３，５００	２１０，５００	３６５，５００
	30	１９４，８００	２１２，８００	３６７，４００
	31	１９６，２００	２１５，３００	３６９，２００
	32	１９７，４００	２１８，０００	３７０，９００
	33	１９８，７００	２２０，５００	３７２，８００
	34	２００，０００	２２３，０００	３７４，６００
	35	２０１，４００	２２５，８００	３７６，４００

36	203,100	228,300	378,200
37	204,600	231,000	380,000
38	206,200	233,700	381,900
39	207,700	236,400	383,600
40	209,400	239,200	385,200
41	211,000	241,900	387,000
42	212,600	244,700	388,800
43	214,200	247,500	390,400
44	215,900	250,300	392,100
45	217,700	253,200	393,800
46	219,300	256,100	395,400
47	221,000	259,100	397,000
48	222,700	262,000	398,500
49	224,500	265,000	400,100
50	226,200	268,000	401,700
51	227,700	270,900	403,100
52	229,300	274,000	404,700
53	231,000	277,000	406,200
54	232,600	280,100	407,800
55	234,200	283,200	409,200
56	235,600	286,300	410,600
57	237,200	289,600	412,100
58	238,700	292,600	413,500
59	240,300	295,700	414,900
60	241,700	298,700	416,400
61	243,200	301,800	417,700
62	244,700	304,800	419,100
63	246,300	307,800	420,300
64	247,700	310,800	421,700
65	249,200	313,600	423,000
66	250,700	316,100	424,200
67	252,200	318,400	425,300
68	253,700	320,600	426,400
69	255,000	323,000	427,500
70	256,300	325,200	428,500
71	257,700	327,400	429,500
72	259,000	329,800	430,500
73	260,400	332,100	431,300
74	261,600	334,300	432,100
75	262,800	336,600	433,000
76	263,900	339,000	433,800

再任用職員以外の職員	77	２６５，１００	３４１，１００	４３４，５００
	78	２６６，２００	３４３，１００	４３５，３００
	79	２６７，３００	３４５，１００	４３６，１００
	80	２６８，４００	３４７，０００	４３６，９００
	81	２６９，３００	３４８，９００	４３７，５００
	82	２７０，３００	３５０，８００	４３８，２００
	83	２７１，４００	３５２，８００	４３８，８００
	84	２７２，５００	３５４，６００	４３９，５００
	85	２７３，４００	３５６，３００	４４０，２００
	86	２７４，４００	３５８，２００	４４０，９００
	87	２７５，４００	３６０，１００	４４１，５００
	88	２７６，２００	３６１，８００	４４２，２００
	89	２７７，１００	３６３，５００	４４２，８００
	90	２７７，９００	３６５，２００	４４３，５００
	91	２７８，７００	３６６，８００	４４４，２００
	92	２７９，５００	３６８，４００	４４４，９００
	93	２８０，３００	３６９，８００	４４５，６００
	94	２８１，０００	３７１，４００	４４６，２００
	95	２８１，７００	３７３，０００	４４６，９００
	96	２８２，３００	３７４，４００	４４７，６００
	97	２８２，９００	３７５，８００	４４８，３００
	98	２８３，６００	３７６，９００	４４８，９００
	99	２８４，３００	３７８，２００	４４９，６００
	100	２８４，９００	３７９，５００	４５０，３００
	101	２８５，５００	３８０，７００	４５１，０００
	102	２８６，１００	３８１，９００	４５１，６００
	103	２８６，７００	３８３，２００	４５２，３００
	104	２８７，３００	３８４，３００	４５２，９００
	105	２８７，９００	３８５，４００	４５３，６００
	106	２８８，４００	３８６，６００	４５４，２００
	107	２８８，９００	３８７，８００	４５４，８００
	108	２８９，３００	３８８，９００	４５５，４００
	109	２８９，７００	３９０，０００	４５５，９００
	110	２９０，０００	３９１，１００	
	111	２９０，３００	３９２，２００	
	112	２９０，７００	３９３，３００	
	113	２９１，１００	３９４，３００	
	114	２９１，５００	３９５，４００	
	115	２９１，８００	３９６，４００	
	116	２９２，２００	３９７，５００	
	117	２９２，６００	３９８，４００	

	118	293,000	399,300	
	119	293,400	400,300	
	120	293,800	401,300	
	121	294,200	402,300	
	122	294,600	403,200	
	123	295,000	404,200	
	124	295,400	405,200	
	125	295,800	406,100	
	126		406,900	
	127		407,800	
	128		408,700	
	129		409,500	
	130		410,200	
	131		411,000	
	132		411,700	
	133		412,400	
	134		413,000	
	135		413,600	
	136		414,200	
	137		414,800	
	138		415,400	
	139		416,000	
	140		416,500	
	141		417,100	
	142		417,600	
	143		418,200	
	144		418,700	
	145		419,200	
	146		419,700	
	147		420,100	
	148		420,600	
	149		421,100	
	150		421,600	
	151		422,100	
	152		422,600	
	153		423,100	
	154		423,500	
	155		424,000	
	156		424,400	
	157		424,900	
	158		425,400	

	159		４２５，９００	
	160		４２６，４００	
	161		４２６，９００	
	162		４２７，３００	
	163		４２７，８００	
	164		４２８，３００	
	165		４２８，７００	
	166		４２９，２００	
	167		４２９，７００	
	168		４３０，２００	
	169		４３０，７００	
	170		４３１，２００	
	171		４３１，６００	
	172		４３２，１００	
	173		４３２，６００	
	174		４３３，１００	
	175		４３３，６００	
	176		４３４，１００	
	177		４３４，５００	
再任用職員		２１７，９００	２６８，９００	３３２，１００

備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に８，０００円をそれぞれ加算した額とする

第２条　幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第２７条第２項本文中「１００分の１５」を「１００分の２５」に、「１００分の１３５」を「１００分の１２０」に、「１００分の１４０」を「１００分の１３０」に改め、同項ただし書中「１００分の１０」を「１００分の２５」に、「１００分の１１５」を「１００分の１００」に、「１００分の１２０」を「１００分の１１０」に改め、同条第３項を次のように改める。

３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の２５」とあるのは「１００分の１０」と、「１００分の１２０」とあるのは「１００分の６５」と、「１００分の１３０」とあるのは「１００分の７５」と、「１００分の１００、１２月に支給する場合においては１００分の１１０」とあるのは「１００分の５５、１２月に支給する場合においては１００分の６５」とする。

第３０条第２項中「、６月に支給する場合においては１００分の７５、１２月に支給する場合においては１００分の７０を乗じて得た額」を「１００分の７０」に、「１００分の９５を乗じて得た額）」を「１００分の９０）を乗じて得た額」に改め、同条第３項中「、６月に支給する場合においては１００分の７５、１２月に支給する場合においては」を削り、「１００分の３７．５」を「１００分の３５」に、「１００分の９５」を「１００分の９０」に、「６月に支給する場合においては１００分の４５、１２月に支給する場合においては１００分の５０」を「１００分の４５」に改める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第１条の規定（次号に掲げる規定を除く。）及び付則第６項の規定　公布の日

⑵　第１条中付則第６項及び別表第１の改正規定並びに次項から付則第５項までの規定　平成２２年１月１日

⑶　第２条の規定　平成２２年４月１日

（施行日前の異動者の号給の調整）

２　前項第２号に定める日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動

した職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（平成２２年３月に支給する期末手当に関する特例措置）

３　平成２２年３月に支給する期末手当の額は、第１条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例第２７条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第４項及び第５項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成元年墨田区条例第７号）第４条第１項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（人事委員会が定める職員にあっては、第１号に掲げる額又は第１号及び第２号若しくは第１号及び第３号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

⑴　平成２１年４月１日（同月２日から平成２２年３月１日までの間に新たに職員となった者（平成２１年４月１日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち人事委員会が定める日））において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成１２年墨田区条例第２１号）第２条第１項に規定する教職調整額の月額の合計額に１００分の０．３８を乗じて得た額に、平成２１年４月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

⑵　平成２１年６月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に１００分の０．３８を乗じて得た額

⑶　平成２１年１２月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に１００分の０．３８を乗じて得た額

４　平成２１年４月１日から平成２２年３月１日までの間において、他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員から引き続き新たに職員になった者で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員との均衡を考慮して人事委員会が定める額」と、「第１号に掲げる額又は第１号及び第２号若しくは第１号及び第３号に掲げる額の合計額」とあるのは「人事委員会が定める額」とする。

５　前２項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１０条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第１７条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の平成２２年３月に支給する期末手当の額は、人事委員会が定める。

（委任）

６　付則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。